

# ほくつとネット

(北東部地域協力ネットワーク)

## 設立総会

\* 令和5年2月16日(木)

午後7時00分から

\* 防災センター講座室2

### 次 第

- 1 開会
- 2 来賓紹介・祝辞
- 3 議長選出
- 4 議 事
  - <1>会 則
  - <2>活動内容
  - <3>運営委員会
- 5 議長解任
- 6 運営委員あいさつ
- 7 閉会

# 目次・資料

1	ほくつとネット設立までの協議経過について……………	1
2	設立準備委員名簿……………	2
3	<b>第1号議案</b> 会則 案……………	3
4	<b>第2号議案</b> 活動内容 案……………	7
5	<b>第3号議案</b> 運営委員会 案……………	8

## ほくっとネット設立までの協議経過について

日 程	会 議	内 容
令和2年 12月21日	第1回全体会（モデル会議）	・地域協力ネットワークの概要 ・団体紹介
令和3年 7月27日	オンライン交流会	・自己紹介、コロナ禍での活動
11月26日	第2回全体会（モデル会議）	・既に活動している地域協力ネットワークの活動紹介、役員との交流
令和4年 1月28日	第1回ワーキンググループ（オンライン）	・北東部地域について（子育て、教育・地域資源・活動拠点・課題）
6月1日	第2回ワーキンググループ	・地域の活動がコラボする面白い活動のアイデアとは？
7月1日	第3回ワーキンググループ	・現在の活動から考える未来の地域像 ・未来のために今すべきこと
8月3日	第4回ワーキンググループ兼 第1回設立準備会	・北東部地域協力ネットワークが目指すもの ・設立準備会及び委員会の立ち上げ
9月13日	設立準備委員会 第1回	・活動方針の検討 ・運営体制について
10月4日	設立準備委員会 第2回	・活動方針の検討 ・運営体制について
10月31日	設立準備委員会 第3回	・役員候補の選出 ・第2回全体会へ向けて
11月17日	第2回 設立準備会（全体会）	・検討状況の報告 ・方針の承認
12月4日	<イベント> ネイバーフッドデザインのまちづくり	・講師：荒 昌史氏 ・立ち上げに向けた周知
12月21日	設立準備委員会 第4回	・会則や役員案について ・設立後の活動について
令和5年 1月10日	第3回 設立準備会（全体会）	・設立後の活動について ・設立総会について
2月2日	設立準備委員会 第5回	・役員・総会について
2月16日	<b>設立総会</b>	

# ほくっとネット

(北東部地域協力ネットワーク)

## 設立準備委員名簿

氏名	団体名
大友 禾弘子	地域住民
小野 修平	明保中学校地域学校協働活動推進員
川崎 圭	ほっとネットステーション
小松 真弓	市民協働推進センターゆめこらぼ
櫻井 秀夫	地域住民
鈴木 一秋	株式会社鈴興
鈴木 義晴	株式会社スプラッシュ
高田 敏男	認定農業者
高橋 信貴	有限会社藍商事
都築 則幸	認定農業者
西原 みどり	ふれあいのまちづくり・わくわく栄
蓮見 一夫	認定農業者
長谷川 恵弥	ほっとネットステーション
文野 慶一	荒屋敷自治会
松井 晋作	桐蔭横浜大学
松本 静	保谷中学校 避難所運営協議会
丸木 敦	地域サポートりんく
矢野 真一	東小学校避難所運営協議会

(敬称略 50音順)

## 北東部地域協カネットワーク 会則（案）

（名称）

### 第1条

本組織の名称は、北東部地域協カネットワークとし、愛称は「ほくっとネット」とする。

（目的）

### 第2条

西東京市地域コミュニティ基本方針（平成25年西東京市策定）に示される（仮称）地域協議体として設立し、西東京市の北町、栄町、下保谷、中町、東町、富士町、ひばりが丘北（以下「北東部地域」という。）で活動する団体や暮らす人々が、お互いに連携し協カし合うことにより、地域課題を共に考え、安心安全で住みやすいまちをつくることを目的とする。

（会員）

### 第3条

会員は、北東部地域に居住する西東京市民（以下「北東部地域の住民」という。）、北東部地域において活動する団体若しくは当該団体に所属する個人であり、本組織の目的に賛同し、参加を希望する者とし、入会届を運営委員会で受理することにより入会を行うものとする。

（事務所）

### 第4条

本組織の事務所は、公共施設を除き、西東京市の区域内において運営委員会が指定する位置に置くものとする。

（活動基本）

### 第5条

- 1 本組織は、共助の地域活動組織である。
- 2 特定の個人、法人又は団体の営利を目的とした活動並びに特定の宗教又は政治団体のための活動をしてはならない。
- 3 会員は、本組織の活動に、できることをできる範囲で協カするものとするが、何人も活動への参加や協カを強制されるものではなく、自由にいつでも退会することができる。

（活動方針）

### 第6条

本組織は、第2条の目的を達成するために、「みどりがあふれ、多世代がつながり、まちをたのしむ みんなが“ほくっと”するまち」を掲げて活動する。10年後の未来を見据え、子どもたちが地域に愛着を持てるあたたかい地域づくりを、楽しく、仲間を巻き込みながら行うものとする。

(活動内容)

第7条

本組織は、前条の活動方針に基づき、次の活動を行う。

- (1) みんなで“ほくっと”するイベントづくり  
北東部地域における豊かな自然や農地、地域の歴史や文化、子ども食堂や高齢者の見守りなど、人々がつながり元気になる活動、防災・防犯等に関することなど、様々な地域の魅力ある資源を知ってもらい、触れ合うことで地域を知り、地域を楽しみ、愛着を持ってもらうため、イベントを企画し、実行する。
- (2) みんなで“ほくっと”する情報発信  
魅力ある地域の資源、安全安心の生活、北東部地域における地域活動、地域活性化、本組織の活動等に関する情報をSNS、インターネット、情報誌等を活用して発信又は共有し、みんなに届ける。
- (3) みんなで“ほくっと”する地域交流  
会員同士の連携強化及び地域情報の共有、つながりを必要とする様々な地域のひとをつなぐための交流の場を設ける。イベント等のあらゆる活動を通じて、会員・老若男女を問わず多くの仲間を巻き込み、地域のみんなの顔の見える関係の構築を目指す。
- (4) その他、本組織の目的を達成するために必要なこと。

(会議)

第8条

- 1 本組織の意思決定は会議における議決によるものとする。
- 2 本組織の会議は、総会及び運営委員会とし、本会則に定める代表が招集するものとする。なお、必要に応じて部会等を設けることができる。
- 3 会議の議決については、出席者の過半数の賛成により決定する。
- 4 会議に関して必要な事項は、本会則に定めるもののほか、別に定めることができる。

(総会)

第9条

- 1 総会は、本組織の最高意思決定機関であり、全会員で構成する。
- 2 総会は毎年度1度開催し、次の事項について決議するものとする。
  - (1) 活動の方針及び計画
  - (2) 活動報告の承認
  - (3) 予算及び決算
  - (4) 運営委員会及び運営委員等の承認及び解任
  - (5) 会則の制定、改定及び廃止
  - (6) その他、本組織の運営に必要な事項、及び総会の承認を必要とする事項
- 3 運営委員会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

(運営委員等及び運営委員会)

第10条

- 1 本組織を円滑に運営するため、次の運営委員等を置くものとする。
  - (1) 代表 1人  
本組織を代表し、活動を総括する。
  - (2) 副代表 3人以内  
代表を補佐し、代表が事故又は欠員のときはあらかじめ運営委員会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
  - (3) 運営委員 10人以内  
本組織の活動の円滑な運営を図るための庶務、事務等を担当する。
  - (4) 会計 2人以内  
本組織の経理を担当する。
  - (5) 監査 2人  
本組織の会計を監査する。
- 2 運営委員等は、会員から選出し、総会の承認を得て就任する。
- 3 会計は運営委員を兼ねることができる。
- 4 運営委員等の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 運営委員等が年度及び任期の途中で退任した場合、運営委員に欠員が生じている場合、新たな運営委員等は運営委員会が選任することができる。ただし、次の総会において承認を受けるものとし、承認を受けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員会は、監査を除く運営委員等を構成員とし、代表が招集することができる。
- 7 運営委員会は本組織の企画、調整、会議が決議する事項その他の運営全般に関することを協議するものとする。
- 8 運営委員会には、運営委員が議事の検討のため必要と思われるものの参加を認めることができる。
- 9 運営委員の選出にあたっては、様々な主体が関わる本組織の目的に合うよう、性別や世代、活動分野など多様なメンバー構成となるよう努力する。また、会議の運営にあたっては、誰もが参加しやすい環境づくりに配慮する。

(活動運営経費)

第11条

本組織の活動運営経費は、補助金及び寄附金等をもって充当する。

(活動及び会計の年度)

第12条

本組織の活動及び会計の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(個人情報の保護)

第 13 条

本組織の活動で知り得た個人情報については、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いについては適正を期する。

(その他)

第 14 条

この会則に定めるもののほか、本組織の運営について必要な事項は会議が別に定めるものとする。

附 則

(設立の総会)

- 1 本組織の設立に関する総会は、設立の準備にあたる組織の事務局が招集するものとする。

(施行日)

- 2 この会則は、令和 5 年 2 月 16 日から施行する。



## 活動内容（案）

### 1. 活動方針

① みんなで“ほくつと”するイベントづくり

② みんなで“ほくつと”する情報発信

③ みんなで“ほくつと”する地域交流



※イベントの実施、情報発信、交流の場の創出により、この地域に住む、子どもから大人まで、みんなが関わり、つながる場をつくり、地域の問題を解決できる、顔の見える関係づくりを目指す。

### 2. 設立後の活動

活動	内容	時期
①イベントづくり	地域の農や緑などの資源、防災の拠点、歴史、地域の活動拠点、伏見通りなどを活用したスタンプラリーイベントを企画。 その他、会員からの提案企画も募集する。	実施：10月頃 (メイン)
②情報発信	イベントの情報や、農にまつわること、地域の魅力などSNS等を活用し発信する。	適時
③地域交流	イベントの実行委員会やキャラクターの募集などを通じて、地域交流の場をつくる。また、必要に応じて交流会・勉強会などを開催。	適時

### 3 団体ロゴ

ほくつとネットの活動の周知を図るため、印刷物等につかうネットワークのロゴ・キャラクターを制定する。作成にあたり、地域の小中学生に案を募集する。

## 運営委員会 (案)

役職	定数	候補者氏名	所属団体等
代表	1	鈴木 義晴	株式会社スプラッシュ
副代表	3	小野 修平	明保中学校地域学校協働活動推進員
		松本 静	保谷中学校 避難所運営協議会
		※欠員1名	
運営委員	10	大友 禾弘子	地域住民
		櫻井 秀夫	地域住民
		都築 則幸	認定農業者
		西原 みどり	ふれあいのまちづくり・わくわく栄
		蓮見 一夫	認定農業者
		矢野 真一	東小学校避難所運営協議会
		※欠員4名	
会計	2	高田 敏男	認定農業者・荒屋敷自治会
		高橋 信貴	有限会社藍商事・地域住民
		※会計は運営委員を兼ねる	

(敬称略)



